

議第 2 1 号

草津市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 3 月 2 日

草津市長 橋 川 涉

草津市手数料条例の一部を改正する条例

草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第16項に次の1号を加える。

- (8) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第60条の規定に基づく書面の交付
手数料 1件につき4,000円

別表第19項中「除かれた戸籍の謄本または抄本」を「除かれた戸籍の謄本もしくは抄本または磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」に改める。

別表中第25項および第26項を削り、第27項を第25項とし、第28項から第42項までを2項ずつ繰り上げ、同表に次の2項を加える。

41 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出に対する審査手数料は、1件につき、この表の第14項第1号の規定により算定した額に、建築基準法第6条第5項または第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の手数料として同号ウに定める額に対する消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税に相当する額を加えた額とする。

42 長期優良住宅建築等計画の認定等の手数料は、次のとおりとする。

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「法」という。）第5条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

ア イに掲げる場合以外の場合

- (7) 建築しようとする住宅（法第2条第1項に規定する住宅をいう。以下この号および次号において同じ。）が一戸建て住宅のとき。

床面積の合計	1件についての手数料の額
100平方メートル以内のもの	45,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る住宅の性能を適正と評価した書面（以下この号において「住宅性能評価書」という。）の添付がなされたものにあつては、15,000円）

100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	67,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、23,000円）
200平方メートルを超えるもの	89,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、31,000円）

(イ) 建築しようとする住宅が共同住宅または長屋住宅のとき。

1件につき、建築物の床面積の合計の区分に応じて定める手数料の額と認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計の区分に応じて定める手数料の額とを合算した額

建築物の床面積の合計	手数料の額
500平方メートル以内のもの	63,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、17,000円）
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	99,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、26,000円）
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	208,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、53,000円）
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	363,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、80,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	634,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、118,000円）
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,168,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、214,000円）
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	1,692,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、298,000円）
30,000平方メートルを超えるもの	2,083,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、367,000円）

認定を受けようとする住戸に係る床面積の合計	手数料の額
500平方メートル以内のもの	41,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、14,000円）
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	67,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、24,000円）
1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	120,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、40,000円）
3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	223,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、75,000円）
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	370,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、125,000円）
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	687,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、229,000円）
20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	956,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、314,000円）

30,000平方メートルを超えるもの	1,159,000円（住宅性能評価書の添付がなされたものにあつては、374,000円）
--------------------	---

イ 法第6条第2項の規定による申出がある場合

1件につき、アにより算定した額とこの表の第14項第1号の規定により算定した額に、建築基準法第6条第5項または第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の手数料として同号ウに定める額に対する消費税法の規定に基づく消費税および地方税法の規定に基づく地方消費税に相当する額を加えた額

(2) 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料 1件につき、長期優良住宅建築等計画の変更に係る部分の床面積の2分の1の床面積を前号に定める住宅の種類に応じて規定されている床面積の合計として同号の規定により算定した額（法第5条第4項第4号イもしくはロまたは第5号イもしくはロに掲げる事項のみを変更する場合にあつては、15,000円）

(3) 法第9条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

譲受人を決定した場合における認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請手数料 1件につき15,000円

(4) 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請手数料 1件につき15,000円

付 則

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第19項の改正規定 平成21年5月15日

(2) 別表に2項を加える改正規定（同表第42項に係る部分に限る。） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行の日

2 改正後の草津市手数料条例（以下「新条例」という。）別表第16項および第19項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前に改正前の草津市手数料条例別表第25項または第26項の規定によりなされている申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 4 新条例別表第41項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。